

○七尾市中心身障害者医療費の助成に関する条例

平成16年10月1日

条例第149号

改正 平成20年3月26日条例第16号

平成21年6月26日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、身体障害者(児)及び知的障害者(児)(以下「心身障害者」という。)に対し、療養費の一部(以下「心身障害者医療費」という。)を助成し、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、その世帯の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格者)

第2条 心身障害者医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、市内に住所を有する者及びその他市長が特に認める者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法令(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条の規定による被保険者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者(児)で、規則で定めるもの
- (2) 知的障害者(児)で、規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第26条において準用する同法第19条及び第20条の適用を受ける結核患者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条及び第29条の2の適用を受ける者
- (3) 前2号以外の法令等で医療費の全額給付を受ける者

(所得制限)

第3条 この条例による医療費の助成は、受給資格者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については前前年の所得とする。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無並びに数に応じて国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定によりなお効力を有するものとされた同法による改正前の国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「政令」という。)第6条の4第1項に定める額を超えるときは行わない。受給資格者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)又は民法(明治31年法律第9号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令第5条の4第2項で定める額以上であるときも同様とする。

2 前項の規定は、受給資格者が高齢者の医療の確保に関する法律の規定により医療を受ける者であるときは、適用しない。

(助成の実施)

第4条 市は、受給資格者の疾病又は負傷(以下「疾病等」という。)について国民健康保険法又は社会保険各法による医療の給付が行われたときは、健康保険法(大正11年法律第70号)第74条第1項に規定する一部負担金及び第76条第2項の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額のうち、受給資格者が負担すべき額(当該医療に関し付加給付が行われるべきときは、その額を除く。)について助成を行う。ただし、助成額については規則に定める額により助成を行う。

2 市は、受給資格者の疾病等について国民健康保険法又は社会保険各法による指定訪問看護が行われたときは、健康保険法第88条第4項の規定による指定訪問看護の費用の額の算定方法の例により算定した費用の額のうち、受給資格者が負担すべき額について助成を行う。ただし、助成額については規則に定める額により助成を行う。

3 市は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療の給付及び指定訪問看護が行われた場合は、同法第67条及び第78条第4項の規定による、受給資格者が負担すべき額から第84条の規定による高額療養費及び第85条の規定による高額介護合算療養費の額を控除した額について助成を行う。

(助成の方法)

第5条 心身障害者医療費の助成は、市長が医療担当者等に助成額を支払う。ただし、市長が特に認めた場合においては、受給資格者に対して支払うことができる。

(届出の義務)

第6条 受給資格者は、氏名若しくは住所その他規則で定める事項に変更があったとき又は助成事由が第三者行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成額の返還)

第8条 市長は、受給資格者が偽りその他の不正の行為により助成を受けたときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 助成の事由が第三者行為によって生じ、かつ、この条例による助成を行った場合、助成を受けた者が第三者から同一の事由に基づいて損害賠償を受けたときは、その者から助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の七尾市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和49年七尾市条例第22号)、田鶴浜町心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和59年田鶴浜町条例第18号)、中島

町心身障害者医療費給付に関する条例(昭和58年中島町条例第5号)又は心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和59年能登島町条例第26号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 平成16年度分の医療費に係る助成については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成20年3月26日条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月26日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。